

記録的豪雨による 被害はありませんか？



北日本を中心とする豪雨により被災された組合員の皆さま

総合共済

を申請できます



【申請に必要なもの】

- ・ **り災証明書** (※)
- ・ **被害状況写真**
- ・ **住宅災害事故調査報告書**

※り災証明書が取得出来ない場合、
領収証が必要です

【住宅災害給付】

◇持ち家の場合

給付区分	共済金
全壊（延面積70%以上）	50万円
半壊（延面積40%以上）	30万円
一部損壊（延面積20%以上）	7万円
床下浸水で地盤面から 30cmを超えるとき	2万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円超	5千円

◇借家の場合（家財のみ）

給付区分	共済金
全壊（延面積70%以上）	20万円
半壊（延面積40%以上）	12万円
一部損壊（延面積20%以上）	3万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が1万円超	5千円

被災した際、困った際はまず分会・支部・地本役員へ連絡を！

被災線区での乗務、復旧作業に当たられている皆さん！

本当にお疲れさまです。**二次災害**に十分気を付け、
命と安全を最優先に、仲間と共に難局を乗り越えましょう！